

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社Bに雇用され、Cにおいて、介護職として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、利用者の入浴介助中、女性利用者を抱き上げようとした際、腰部を負傷した。同月〇日、D医院に受診し、「腰痛症」と診断され、翌〇日Eクリニックに転医し、「変形性腰椎症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日付けで、同年〇月〇日から同月〇日まで〇日間のうち〇日分、同年〇月〇日付けで、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで〇日間のうち〇日分について休業補償給付を請求した（両請求を併せて、以下「本件請求」という。）ところ、監督署長は前者については、通院日のみ休業補償給付の対象として支給する旨の処分をし、後者については、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間は、同年〇月〇日付け請求の請求期間重複であるとして、また、同月〇日から同月〇日までの期間については、本件傷病は同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）しているとして支給しない旨の各処分（両処分を併せて、以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査

請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の休業補償給付の請求に対し、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間について一部を支給せず、また、本件傷病は同月〇日をもって治癒（症状固定）したとして、同年〇月〇日以降の期間については支給しないとした本件処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、休業補償給付を請求した平成〇年〇月〇日から同年までの全期間について、休業補償給付を支給すべきである旨主張しているため、以下、検討する。

(2) F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「同年〇月〇日までは安静加療が必要と考えられるが、急性期が経過した〇日以降は軽作業可能と考えられる。」と述べ、同月〇日以降、少なくとも通院日以外は休業補償給付の対象にはならないとし、また、平成〇年〇月〇日付けの障害補償給付支給請求書裏面の診断書では、要旨、「治療は平成〇年〇月〇日まで行ったが、これ以降の治療歴は無く、請求人は同年〇月〇日から同年〇月〇日までG県外でリサイクル業を行っていた。」と述べており、さらに、平成〇年〇月〇日付けの意見書では、要旨、「請求人がG県に戻り、同年〇月〇日に再受診した際の請求人の歩行は、痛みがあるような歩行ではなかった。腰部の痛みについて、つらそうな様子はなかった。」と指摘した上、「本件傷病は、平成〇年〇月〇

日には症状が改善されており、再受診時における請求人が自訴する腰部筋の軽度圧痛という症状とは明らかに相違があった。」として、本件傷病と再受診時の症状との関連を否定している。

この点、平成〇年〇月〇日以降分の休業補償給付支給請求に係る診療担当者の証明（以下「今回証明」という。）を行ったH整復師は、要旨、「本件傷病と今回証明した際の請求人の症状について、当該期間は、相当程度に空いており、別のものである。」として、F医師と同旨を述べている。

また、今回証明の経緯について、H整復師は、要旨、「請求人に対しては、施術料を健康保険に請求していることなど、労災保険適用の本件傷病とは別のものである旨説明し続けたが、請求人が納得せず、断りきれずに書いた。」と述べ、今回証明は、H整復師の本意ではなかったことを認めている。

(3) ところで、労災保険制度上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書別紙に記載されるとおりである。

そこで、当審査会として、請求人の治療経過等一件記録を精査したところ、F医師の上記（2）で示した医学的見解は妥当であり、本件傷病は、遅くともG県外での就労を終え、同県に戻ってきた時期である平成〇年〇月〇日には症状は安定し、もはや治療の効果は期待できない状態にあり、治癒（症状固定）の状態に至っていたものとみるのが妥当であると判断する。

以上のとおり、請求人の本件傷病は、遅くとも平成〇年〇月〇日には治癒（症状固定）していたと認められ、本件請求は、治癒（症状固定）後の期間に該当し、休業補償給付の支給対象には該当しないものと判断するのが相当である。

(4) なお、当審査会としては、監督署長が、請求人に対して平成〇年〇月〇日以降、同月〇日までの通院日数〇日分の休業補償給付を支給したことは、事務処理上の誤りであると思料するものの、行政救済の手段たる性格を持つ再審査請求制度において、裁決によって、請求人に不利益な判断をすることは妥当ではないことから、同処分取消しを行うことはしないものであることを付言する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分を取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。